

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】2025年12月25日現在	
～2025年12月24日	2025年12月25日～
<p><u>【令和7年10月1日現在】</u></p> <p>▲ IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条～第74条の2の3（略）</p> <p>（付加機能の提供上の条件）</p> <p>（付加機能の廃止）</p> <p>第74条の3 当社は、付加機能（特定番号通知機能、IP Voice番号通知機能（タイプ1）<u>及び</u>IP Voice番号通知機能（タイプ2）に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p> <p>第75条～第88条（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p><u>（令和7年12月25日現在）</u></p> <p>▲ IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条～第74条の2の3（略）</p> <p>（付加機能の提供上の条件）</p> <p><u>第74条の2の4 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー8に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）から付加機能（IP Voice通話録音機能に限ります。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者が当社の「docomo business ANCARサービス利用規約」に定めるdocomo business ANCAR Rec契約者と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</u></p> <p>（付加機能の廃止）</p> <p>第74条の3 当社は、付加機能（特定番号通知機能、IP Voice番号通知機能（タイプ1）<u>及び</u>IP Voice番号通知機能（タイプ2）<u>及び</u>IP Voice通話録音機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p> <p>第75条～第88条（略）</p> <p>別記（略）</p>

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】2025年12月25日現在

～2025年12月24日

2025年12月25日～

料金表 通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料（略）

5-2-2 付加機能利用料

（月額）

区分	単位	料金額
（略）	（略）	（略）
代表番号通知機能	（略）	（略）

番号ポータビリティ機能	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
通話録音自動テキスト化機能	（略）	（略）

5-2-3～5-2-4（略）

第2表～料金表別表1（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料（略）

5-2-2 付加機能利用料

（月額）

区分	単位	料金額
（略）	（略）	（略）
代表番号通知機能	（略）	（略）
転送機能	代表番号1番号ごとに	—
番号ポータビリティ機能	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
通話録音自動テキスト化機能	（略）	（略）
IP Voice通話録音機能（契約）	1の契約ごとに	900円（990円）
IP Voice通話録音機能（ch）	1のチャネルごとに	900円（990円）

備考

[IP Voice通話録音機能](#)に係る料金は、[IP Voice通話録音機能（契約）](#)及び[IP Voice通話録音機能（ch）](#)の両方について支払いを要します。

5-2-3～5-2-4（略）

第2表～料金表別表1（略）

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】2025年12月25日現在

～2025年12月24日

2025年12月25日～

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区分	提供条件
1～18（略）	（略）

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区分	提供条件
1～18（略）	（略）
19 転送機能 <u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号へ着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）に、その着信する通信を、指定した電気通信番号（当社が指定するものに限ります。）に自動的に転送することができる機能</u>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（転送先特定番号機能を利用するものを除きます。）に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能に係る通信については、発信者からこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線への通信とこの機能を利用している第6種シェアードIP-PBX利用回線から転送先の契約者回線等への通信を2の通信として取り扱います。この場合の通信時間について、転送して通信ができる状態とした時刻を双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(3) この機能に係る転送先からその転送される通信について、転送が行われないようにしてほしい旨の申出があった場合は、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(4) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、設定機能により、当社が指定する条件についてこの機能に係る設定を行う必要があります。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電気通信番号その他の情報等を消去することができます。</p> <p>(6) 当社は、転送することによって、第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した損害については、責任を負いません。</p>
20 IP Voice <u>通話録音機能 音声通話の自動録音を行い、そのデータを当社の電気通信設備に保存する機能</u>	<p>(1) 当社は、当社と第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー8に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）の間に当社の「docomo business ANCARサービス利用規約」に定めるdocomo business ANCAR Recサービス契約が成立していることを前提として、この機能を提供します。</p> <p>(2) 本機能の申込みは、第6種シェアードIP-PBX契約が成立し、かつ当該サービスの提供が開始された後に行うものとします。サービス提供開始前に本機能の申込みを行うことはできません。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにこの機能を提供します。</p> <p>(4) この機能におけるデータの利用に当たっては、その利用態様に応じ、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用と責任において、発信者及び着信者のプライバシーそのほかの権利又は利益を保護するために、必要な措置を講じていただく必要があります。</p> <p>(5) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、この機能</p>

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】2025年12月25日現在

～2025年12月24日

2025年12月25日～

の利用（録音ファイルの取扱いを含みます。）にあたり、当社が指定する条件についてIPセントレックス番号ごとに設定する必要があります。

(6)この機能における通話録音の対象は、次に掲げる通話とします。

ア 01～09から始まる最大11桁の電話番号へのダイヤルアウト通信（料金表第1表5-2-4のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する地域へのダイヤルアウト通信、及び事業者設備識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を付加して発信したダイヤルアウト通信を除きます。）

イ この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号への着信（国際通信及び緊急通報番号に係る着信、並びに転送機能を用いて他の電気通信番号に転送を行った着信を除きます。）

ウ メンバーズネット機能（タイプ1及びタイプ2）を利用している場合のこの機能における通話録音の対象は当社が指定する条件によるものとします。

(7)この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号が代表機能の代表番号であるときは、代表機能により接続されたIPセントレックス番号（他の第6種シェアードIP-PBX契約と代表機能を構成している場合の当該第6種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号を含みます。ただし、当社が指定する条件の場合を除きます。）がこの機能を利用しているかどうかにかかわらず、その通話は通話録音の対象となります。

(8)第6種シェアードIP-PBX契約者が本機能の利用を希望する場合、利用中の電気通信設備からの変更が必要となる場合があります。この場合、当該工事の方法、手順及び実施時期等については、すべて当社が指定する方法によるものとし、契約者はこれに従うものとします。

(9)第6種シェアードIP-PBX契約者が本機能を利用している場合において、次に掲げる事由に該当するときは、当該作業に伴い一定期間本機能が利用できなくなることがあります。この場合、当該工事の方法、手順及び実施時期等については、すべて当社が指定する方法によるものとし、契約者はこれに従うものとします。

ア IPセントレックス番号の追加・削除等、当社が指定する特定の手続・変更を行うとき

イ 代表機能の利用が可能な別の第6種シェアードIP-PBX契約を新たに締結又は廃止するとき

ウ 設置場所住所又は利用場所の変更を行うとき

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

[附則（令和7年12月24日 C A S 1 サ第000400009608-01号）](#)

[この改正規定は、令和7年12月25日から実施します。](#)